

第7回 昭島市男女共同参画プラン審議会会議録

1. 開催日時 平成22年7月26日(月) 開会 午後6時30分
閉会 午後8時15分
2. 場 所 市役所 庁議室
3. 議 題 (1) 計画の基本的な考え方

目標Ⅱ「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援と男女の健康支援」について

平成22年7月26日 午後6時30分 開会

○会長

第7回昭島市男女共同参画プラン審議会を開催いたします。本日はお忙しいところありがとうございます。そして7月10日の講演会及び市民意見交換会に委員の皆さんもたくさんご出席いただきましてありがとうございました。いろいろと活発な意見が交わされたと思います。そのことはのちほど申し上げたいと思います。では、最初に事務局からお願いします。

○事務局

資料の説明をいたします。資料1は、先日行われました市民意見交換会での市民から出された意見の質疑応答を載せてあります。資料2は、男女共同参画プラン(案)です。これは前回の審議会でお配りしたのと同じ資料です。今日は、この資料の目標Ⅱについて審議していただきたいと思います。資料3は、男女共同参画プラン指標設定の考え方についてです。資料4は、前回の審議会の宿題で、数値目標・指標等をということで、委員さんから寄せられた意見が載せてあります。最後に次回以降の資料になりますが、男女共同参画プラン(案)の目標ⅢとⅣです。以上になります。

○会長

ありがとうございました。第6回の昭島市男女共同参画プラン審議会の会議録について、これに関して何かございますか。何かありましたら、あとでも結構ですので、よろしく願いいたします。

○会長

始めに7/10の市民意見交換会について、簡単に報告しておきたいと思います。ご出席の委員さんもたくさんいらしたので、簡単に、例えば、こんなご意見が出たという話をしておきたいと思います。

最初に、『女子差別撤廃条約』という言葉が入っていないので、理念のところに入れてもいいのではないかという意見がありましたので、審議会でも検討していきたいと思っています。それから、民生委員さんに関して、男女二人で一組というような在り方がいいのではないかと、また、いろいろな回覧などに対して、戸主の名前でくることが多いけれども、これをファミリーネームにというように持ち込めないかということが出ておりました。それから、審議会の傍聴にも保育をつけてほしいというご意見がありました。昭島市は男女共同参画宣言をしているのですが、条例の制定ということも視野に入れてもいいのではないかと、これは目標Ⅳのところになると思うのですが、それに近い表現を入れていきたいとは思っています。それから「おあしす」についてですが、この審議会でも「センター」という希望があると思うので、男女共同参画センター的なものをつくっていただけるといいと思います。あとは、細かく出ているところについては、資料1をご覧になってい

ただきたいと思います。

最終的に、意見交換会で出ましたご意見は審議会で検討しますと言ったところもありますので、これについては、プランの検討が一段落したところで、まとめて検討し、入れていけるところは入れていきたいと思います。この資料1は大事に取っておいて、あのときに出たけれども、どうなったかということをもう1回検討していただきたいと思っています。

それでは日程2の計画の基本的な考え方、目標Ⅱ「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援と男女の健康支援」について検討していきたいと思います。まず事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料2の17ページの目標Ⅱから説明いたします。

「目標Ⅱ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援と男女の健康支援」

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、暴力の防止は男女共同参画社会を形成していくうえで重要な課題です。しかし、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント等の男女間のさまざまな暴力に対する社会的な認識は依然として低く、「DV防止法」の改正などにより法整備は進んでいるものの、暴力のない社会の実現に向け社会全体で取り組む必要があります。暴力を未然に防止するためには、暴力は重大な人権侵害であるとの認識についての啓発を行うとともに、安心して相談できる被害者支援の体制づくりや各種関係機関との連携など、男女間のあらゆる暴力を許さない環境と意識づくりを行わなければなりません。

また、男女が互いの性について理解し、尊重し合いながら健康に生きていくことは、男女平等推進のための前提となるものです。そのため、ライフステージに応じて性に関する正しい知識を身に付けられるよう教育・啓発に努めるとともに、生涯を通じて健康に暮らすことができるよう健康づくりへの支援が大切です。特に、女性は妊娠・出産など各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあることから、女性が生涯にわたって主体的に自分の健康を確保できるよう、性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）について、社会全体の理解を深めることが求められています。

「1 あらゆる暴力の防止」

- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント等の男女間のさまざまな暴力は、個人の問題に留まらず、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。
- ・男女間のあらゆる暴力の根絶には、暴力を許さない強い姿勢と社会全体の理解を深めることが不可欠ですが、実際には個人や家庭、職場内の限られた人間の問題であると考えられ、表面化しにくい傾向にあります。
- ・男女平等に関する市民意識・実態調査によると、【パートナーからの暴力の有無】について、「何を言っても無視する」などのすべての項目で、男性よりも女性で経験している割合が多く、また【セクシュアル・ハラスメントの被害の状況】についても、ほぼすべての項目で男性よりも女性の経験者が多くなっています。
- ・「DV防止法」などの法整備が進むとともに、人々の認識も徐々に高まりを見せ、昭島市においても「DV防止法」の認知度が8割を超えるなど、理解が進んできています。
- ・男女間のあらゆる暴力の防止に向け、暴力を看過しない社会意識の醸成や浸透のため、各種

関係機関と連携した取り組みを進めます。

そして【DV防止法の認知状況】のグラフがございます。次ページには【パートナーからの暴力の有無】のグラフがあります。

続きまして20ページです。「あらゆる暴力の防止」主要施策（1）配偶者等からの暴力防止のための意識啓発・情報提供。配偶者等からの暴力防止のための広報・啓発。学校・地域等での教育や研修の実施。（2）セクシュアル・ハラスメント防止の取り組み。セクシュアル・ハラスメント防止のための広報・啓発。庁内や関係機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進。

（1）配偶者等からの暴力防止のための意識啓発・情報提供

ドメスティック・バイオレンス（DV）等の男女間の暴力は、人権侵害であるという認識を広め、啓発活動などによる意識づくりや情報提供の充実に努めます。

施策1 配偶者等からの暴力防止のための広報・啓発

配偶者等からの暴力の防止に向けた、情報提供等による意識啓発を行います。

主要事業

- ・配偶者等からの暴力根絶の広報・啓発、企画政策室、生活コミュニティ課、子育て支援課、継続
- ・ストーカー被害防止の啓発、生活コミュニティ課、継続
- ・児童・高齢者等への虐待の防止、介護福祉課、子育て支援課、子ども育成課、新規
- ・デートDV防止啓発の推進、企画政策室、指導室、新規
- ・性犯罪を抑止する取り組みの推進、企画政策室、子ども育成課、継続

施策2 学校・地域等での教育や研修の実施

学校や地域においても、配偶者等からの暴力防止に対して、認識を深めるよう教育や研修を充実します。

主要事業

- ・民生委員等へのあらゆる暴力の防止についての研修の実施、障害福祉課、継続
- ・性暴力に対する認識を深める教育の推進、指導室、継続
- ・教職員に対する研修の実施、指導室、継続

（2）セクシュアル・ハラスメント防止の取り組み

職場等におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する取り組みを強化するため、セクシュアル・ハラスメントに関する啓発・研修等を推進します。

施策1 セクシュアル・ハラスメント防止のための広報・啓発

職場等におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行います。

主要事業

- ・セクシュアル・ハラスメント防止に関する広報・啓発の推進、企画政策室、継続
- ・事業所に対するセクシュアル・ハラスメント防止の普及・啓発、生活コミュニティ課、継続

施策2 庁内や関係機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

市職員や関係職員に対し、セクシュアル・ハラスメント防止対策を進めます。

主要事業

- ・市職員、教職員、民生委員等に対するセクシュアル・ハラスメント防止研修の実施、職員課、障害福祉課、指導室、継続

以上です。

○会長

ありがとうございます。そして、庁内検討委員会での意見ををお願いします。

○事務局

庁内検討委員会が出された意見について説明いたします。18ページの「1 あらゆる暴力の防止」の3項目目に、「男女平等に関する市民意識・実態調査によると、【パートナーからの暴力の有無】について、『何を言っても無視する』という具体例が挙げられています。こちらにもう一つぐらい具体例の追加を挙げられないかという意見がございました。また、『セクシュアル・ハラスメントの被害状況』についても」ということですが、こちらでもグラフを入れることはできないかというご意見をいただいております。

そして、4項目目に、『DV防止法』などの法整備が進むとともに、人々の認識も徐々に高まりを見せ、昭島市においても『DV防止法』の認知度が8割を超えるなど、理解が進んできています」と表現していますが、この【DV防止法の認知状況】のグラフを見ますと、「聞いたことがある」と「知っている」を合わせて8割ということなので、「聞いたことがある」だけでは理解が進んでいるとはいえないのではないかと。それで、こちらについては修正ということを考えています。また、【DV防止法の認知状況】のグラフですが、「聞いたことがある」が一番で、次が「知っている」となっています。これは「知っている」が一番きて、次に「聞いたことがある」という順番ではないかということで、修正させていただきます。また、今言いました【セクシュアル・ハラスメントの被害状況】の調査結果のグラフ等は全体のページ数を考えて、今後検討したいと思っております。

20ページの施策1の真ん中に、「児童・高齢者等への虐待の防止」というのが載せてありますが、DVは男女間の暴力ではないか、この虐待という言葉が馴染まないのではないかという指摘を受けております。こちらでも今後検討していきたいと考えております。以上です。

○会長

ありがとうございました。今の庁内検討委員会からの話も含めて、何かありましたらどうぞよろしくお願いいたします。

○委員

今さらこんなことを言うのは、とずっと考えていたのですが、今の庁内の検討委員会でも虐待の問題が指摘されましたが、どうしてそこで引っかかるのかなということ。そこら辺をずっと考えていくと、やはりタイトルがDVを全面に出していることです。「配偶者等」と、きちんと「等」が書いてはありますが、あの中身をずっと見ていくと、やはりDVやセクハラ、虐待のこともあれば、ストーカーやデートDVというように、いろいろな暴力があるということを言われています。そうすると、「あらゆる暴力の防止」という言葉は出てきてはいるのですが、やはりタイトルを「男女間のあらゆる暴力の防止」とか、そういった言葉がタイトルの頭にあったほうが、あとの読み方がスムーズかなと、今さらながら感じました。そうすると、配偶者等からの暴力とか、ストーカーとか、いろいろな暴力があるけれども、虐待の問題もあらゆる暴力の一つとして捉えていけばいいのかなということで、タイトルの表記の仕方を変えると何となくすっきりするような気がしました。今さらタイトル

を変えるのはどうかと思いながら、全部を読んでいくと何となくそこで引っかかってしまったのが一つです。

○会長

もし、そういうご意見を取り入れるとなると、目標Ⅱの「配偶者等」から変わるということになるわけですね。

○委員

そこを変えると、あとが読みやすくなります。「あらゆる暴力の防止」で、その中にはドメスティックもあればセクハラもあるという話がずっとあって、当然、文言の中には「男女間のあらゆる暴力の根絶」というのも出てくるわけです。その中でもDVの問題とセクハラの問題があると。

○会長

今のご意見について、いかがでしょうか。ここは、都から国から言われているところですね。

○委員

それはわかっている、前は納得していたのですが。読んでいて細かいことが出てくると、先ほど言われたように、庁内から「虐待は別ではないか」というご意見が出てくるのも無理からぬことかなと思いました。

○会長

庁内からのご指摘で、虐待という文言を変えるというのは可能かと思えます。「配偶者等」ではなく、「男女間のあらゆる暴力」としたほうが、すっきりするかなというご意見ですね。事務局としてはどうですか。

○事務局

まず、1の施策の方向は、確か最初は「配偶者等の暴力の防止」だったのを、あらゆる暴力が含まれるのではないかとということで、「あらゆる暴力の防止」と訂正しています。更に主要施策のところ、配偶者等からの暴力防止とセクハラといった点を入れています。今はDV法の基本計画に基づくものであるということで、東京都のほうにこれを出しておりますので、指導を受けてから、今言われたことも含めて、また修正できればという形でよろしいでしょうか。

○委員

皆さんの意見も聞いていただきたいと思えます。

○会長

まず、こちらの審議会としてはどうでしょうということですね。今のままでいいのではないかといいことでしたら、そのまま、別に都のほうに問い合わせなくてもいい。でも、委員のおっしゃったほうがすっきりするというのなら、一応ここではそういう意見を出して、都に問い合わせさせていただく。そして、都のほうがどうしても「配偶者等」と入れたほうがいいのかということなら、元通り「配偶者等」と入れるということになるのかなと思うのですが、いかがですか。

○委員

「男女間」でいいと思えます。

○会長

「配偶者等からの暴力」よりも「男女間のあらゆる暴力」という形ですね。

○委員

そちらのほうがすっきりすると思います。

○委員

私もすごく悩みました。財政の勉強をしていたときに、昭島市は26市の中でも扶助費が倍ぐらい高いのです。その実態はあまり深くしなかったのですが、待機児童が多いということでも、女性が働かなくてはいけない、だから入れなくてはいけないというのが数値にすごく出ているところまでは、みんなで追求しました。私がここでこういうことを言っているのかどうかわかりませんが、財政の勉強をしていたときの数値からすると、やはり「配偶者等からの暴力防止」というのを明確に入れたほうがいいのかと思いました。あまり詳しく追求しないほうがいいのかということで、途中でやめてしまったのですが、そちらの数値からしても、この「配偶者等からの」というのは入れたほうが、昭島市としては適正なのではないかと思いました。自分の生きてきた人生からすると、あまり関係ないように思ったのですが、その数値からすると入れたほうがいいのかと思います。

○会長

その部分が高いということですね。

○委員

それとこれとはつながらないかもしれませんが。

○会長

扶助費ですか。

○委員

民生費の中でも特に昭島市はダントツに高いという実態を見たことがあって、男女共同参画社会の人権を尊重するということから、あまり入れないほうがいいのかと思ったのですが、この言葉は入れたほうがいいのかと思います。

○会長

他の方はいかがですか。

○委員

「配偶者等」の「等」が、要するに男女間ではない、それ以外のものもという趣旨を含めてお書きになっていると思うのですが。今日は配偶者のDV法を持ってきました。この配偶者の中には、例えば事実婚、要するに婚姻届を出していない人とかも含まれるという意味で、「配偶者等」という言葉を使っているのだと思っていました。中身としては男女共同参画の問題なので、委員がおっしゃられたように「男女間の」としたほうがいいのかと思います。ですから、17ページの大目標の「配偶者等からの暴力の防止」というのは変えずに、ただ、中身としては男女間の暴力ということで、中身で絞るといったほうがいいのかと思っておりました。

○会長

そうすると目標は変えないでという感じですね。

○委員

そうですね。「等」の意味の取り方が違っていたのでしょうか。やはり中身としては、あまりにもいろいろなものに広げすぎてしまうとぼんやりしてしまうので、例えば児童虐待とかは、庁内で意見が出たように、ちょっと絞ったほうがいいのかと思いました。

○会長

先ほどの20ページの話ですね。そここのところはあとで変えるということもあるかなとは思いますが、今出たご意見では、「配偶者等」という部分を「男女間」というふうに変えてしまうかどうかという話ですね。

○委員

中身としてはおっしゃる通りだと思います。

○会長

いろいろとご意見が出ていますが、他の方はいかがですか。

○委員

もちろん男女間ということでは広く暴力全体を否定すべきことだし、そういうことに対しては、きちんと取り組んで改善していくことは当然だと思いますが、やはり私はどちらかと言うと、「配偶者等」というのを明記したほうがいいと思います。生活の中では一番の要の部分で、そこで暴力を受けているということは、被害の状況は激しいと考えられます。他のハラスメントがいいというわけではありませんが、わざわざDV防止法という法律の名前がついているところには、やはりそこに焦点が当てられていて致命的なのかなと思うので、そここのところを押さえつつ、今のプランの目標Ⅱのところでは広く扱われているので、広く捉えていいのですけれども、やはりその言葉は残しておいた方が意味があると思います。

○会長

ありがとうございます。法律名そのものも「配偶者等」というふうについているのですね。

○委員

いいえ、違います。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」です。配偶者の定義として、法律婚だけでなく事実婚も入っているということです。

○会長

法律自体に「等」はないということで、それはここでついたということですね。ここでは法律より少し広げて入れているということです。そういう意味で、委員のおっしゃったような「男女間の」というのが含まれているかなということですが、他の方はいかがですか。今までのご意見を伺ったところでは、どちらかと言うと、このままというご意見のほうが強いかなと思っていますが、どうでしょう。

○副会長

これは冗談めかして言う話ではないのですが。例えば、昭島駅前で男性の強盗が女性を引ったくりしたとしても、これも男女間のあらゆる暴力になってしまうかなと思うので、ある意味ではターゲットが絞られるといいのかなと思います。この男女共同参画プランの趣旨というところ、やはりDVなので、それを象徴的にやると考えるといいのかなと思います。それから、配偶者というのは同性も含まれるのですか。あり得るのかなと思ったのですが、多分、含まれると思うのですが。

○委員

婚姻届出をしていないが、事実上、婚姻関係と同様な事情にあった者です。

○副会長

だから、男性と男性、女性と女性でもありだと思いますが。

○会長

女性と女性だと、婚姻届というふうにはならないと思いますが。

○副会長

やはり男女共同参画プランは男性と女性なので、逆に「等」をつけることによって、女性と女性という意味合いも含めるかなという部分も大きいので、このタイトルでいいのかなと思ったのです。

もう一つ、実は「児童・高齢者等への虐待の防止」ですが、私は結構ここに関係するように思います。例えば、母親が子どもを虐待する背後にあるのは、父親からのプレッシャーであったりと、むしろこれからそういう問題が重要になってくるのかなと思います。庁内で意見が分かれるところもあるのですが、こういう問題の中に、実は男女間の格差の問題と意識の差の問題というのがあったりするということをちょっと念頭に置いたうえで、ここに入れたのですと言うことができるのかなと思っています。

○会長

そこのところに話をもっていってしまいますか。この間、事務局と話し合ったところでは、「児童・高齢者等への虐待」というのは、ここには馴染まないのではないかと。児童とか高齢者とか、全ての弱者に対する暴力は禁止みたいなことは、考え方としてはあるけれども、この際やはり、男女みたいなところに焦点を絞ったほうがいいのかという話でした。でも今、先生がおっしゃったように、児童虐待防止法の中には、子どもの前で夫婦間の暴力を見せるのは虐待であるというのがあるので、そういう意味合いでなら入るかなと思います。それから、もし20ページのところに入れるとしたら、児童・高齢者等への虐待というよりも、むしろ児童ポルノ禁止法というようなニュアンスの話を入れたほうがいいのかというようなことを言っていました。「児童・高齢者等への虐待」はやめて、児童に対する性的な暴力を禁止するというような話を入れたほうがいいのかということです。余計なことを言って申し訳ありません。それはちょっと置いておきます。

目標Ⅱに戻ります。「配偶者等からの」と入れるか、あるいは「男女間のあらゆる」というふうに変えるかという点に関してですが、今出たご意見から考えますと、このままでいいのではないかと、「配偶者等」で他の男女間も入ってくるのではないかとというようなことでいきたいと思いますが、よろしいですか。他の方もよろしいですか。では、このままでいくことにします。

それで20ページの話に戻りますが、「児童・高齢者等への虐待の防止」に関して、どうでしょうか。

○委員

高齢者には高齢者虐待防止法があって、これは男女と限らず、男と男もあれば、女と女もあればということ。弱者に対する虐待ということで、男女とはちょっと外れる分が多いのではないかと、いうニュアンスです。

○会長

そうですね。ということは、ここからちょっと抜いてもいいかなと。そういうのを昭島市の他の行動計画で扱っているかという問題ですね。

○委員

高齢者計画の中でありましたね。

○会長

児童虐待だと、次世代はどうでしょうか。

○事務局

必ず出ていると思います。この辺は極めて重要なテーマですから、次世代育成の中にもあるでしょうし、高齢者を基本としたプランの中にも必ず入っていると思います。

もう一つは、6、7ページの計画の体系を見ていただきたいのですが、今、議論になっているのは7ページの中ほどの「(1) 配偶者等からの暴力防止のための意識啓発・情報提供」のフレーズの中の具体的な施策のことですね。6ページの体系図の2つ目のジャンルで、施策の方向が3つあって、1つ目の「あらゆる暴力の防止」という施策の方向の、主要事業を議論しているわけですね。ここだけ見ると、今、議論になっているような児童だとか高齢者というのは、挙げてもいいのではないかとこの考え方も出てくるかもしれません。でも、もう一步立ち返って、施策の方向のところで、わざわざ「あらゆる暴力の防止」という、ちょっとマイルドに構えたタイトルを入れてあるということは、やはり児童虐待の問題、高齢者の虐待の問題という大きな社会問題も、その中の視野として入れておいてもいいかなと。他の計画にあるけれども、各々の計画で重なっている部分がたくさんあるけれども、これは重要なものだから、入れておいても一つの考え方としては納まるのかなと、事務局のほうではそんなふうにも考えて提案をさせていただいているということです。こういうところでご議論いただいて、やはり除いたほうが良いということなら、これはやぶさかではありませんし、広範な視点からご議論を頂戴できれば大変ありがたいと思います。

○会長

児童・高齢者も弱者という、あらゆる暴力の問題になるかなということで、虐待の防止というのはあってもいいのではないかとこの事務局側のご意見です。

○副会長

先ほどの補足になるのですが、結局、何故ここに児童とか高齢者の話が入っているかと言いますと、やはりドメスティックな問題があって、そのドメスティックな問題の背景とかが、男女共同参画プランにとって重要な問題であるということです。例えば、男性は外で稼いで女性が家の中を全て管理しなくてはいけなくなってしまっていて、そのことが子どもに暴力として向けられてしまったりとか、介護に暴力として向けられてしまったりということがある。これは、このプランにとってすごく重要なのです。そういう意味で、ご趣旨に賛同というのならば入れてもいいかなと思います。でも、このことが児童虐待の全ての問題の根源でもありませんし、介護の全ての問題の根源ではありませんけれども、その一部の重要な柱であると、このプランでは見落とせないという考え方はあるかなと思います。

先ほど会長がおっしゃいました児童ポルノは、ここの趣旨とは違うように思います。あえて言うと、目標Ⅰの男女平等意識のほうかだと思います。これは別にドメスティックな問題ではなくて、ポルノをつくる人間とか、そういう問題がまず根源にあって、やはり男女平等意識が問題だと思いますから、これはある意味、メディアとか男女平等意識の醸成とか、この辺でフォローされているかもしれませんが、これは明確な犯罪でもありますので、別の法律なり別の団体なりが担当するかもしれません。ここで言う児童や高齢者等への虐待の防止というのは、そういったドメスティックな背景の中に男女共同というものを守らなければならないものがあるという趣旨なのかなと思います。

○会長

その際、虐待という言葉が強いのかなというのが庁内の意見だった気がするのですが。そこはいか

がでしょうか。

○事務局

虐待のほうがりわかりやすいですね。

○副会長

このプラン側も強く出てもいいのではないかと思います。

○委員

児童と高齢者が他のところに入っているのだったら、僕は抜いたほうがいいだろうと思います。もちろん先生が言うように、そういう背景があるのかもしれない。そうすると、背景のことを考えてあらゆるものを入れなければいけなくなってしまいます。むしろ、事業としたら多くないほうがいいだろうと、そんなにたくさんある必要はないと思います。入っていなかったら仕方がないと思います。

○会長

そういうご意見もあるのですが、他の方はいかがでしょうか。

○委員

ちょっとピンとこないのですが。他を見ると、墨田区とか中野区は同じように児童とか高齢者と書いてあります。当然、この対策をしなくてはならないというのはわかっているのですが、ここで強く出すことが必要かどうかはわかりません。無くてもいいのではなくて、多分、ここになくてもいいのかなという気持ちはちょっとしています。特に強い気持ちではありません。

○会長

いかがですか。

○委員

私も一緒です。次世代育成のほうで、児童虐待のことをきちんと掲げてもらってれば、どちらでもいいかなという感じです。

○会長

他のところに載っていればということですね。いかがですか。

○委員

やはり私も、目標がDVという夫婦間というところでの主要事業になっているので、あったほうがいいものだと思いますけれども、他であるとすれば、ここで大きく主要事業として入れなくてもいいかなと思います。

それと質問です。【パートナーからの暴力の有無】というアンケートがあります。私の認識不足かもしれませんが、例えば「何を言っても無視する」とか、「交友関係や電話を細かく監視する」とか、こういうのも全部DVに入るのですね。例えば、テレビとかで、彼氏彼女の携帯をチェックするとか、奥さんの携帯をチェックするとかありますが、それもDVになるのですね。そういうことはDVですよという教育をしていくのは、今後の話ですね。例えば暴力だとか、殴ったり、けったりというのがありますが、これに関しては、例えば民生委員さんが指導するのか、それとも警察に言ったほうがいいのでしょうか。暴力はいけないというのは誰でもわかっていることですから、啓発だとか教育とかで直るものではないです。DVに関しては、啓発や勉強をしても、直るものと直らないものがあると思うので、その辺もきちんとやってあげないといけないと思います。

○会長

そうだと思います。言って直るものではないということはあるのですが、ただ、本人たちも含めて、周りの人に「そういうことがありますよ」と、「そういうことはいけませんよ」という啓発ですね。周りがそういうことを見たら、「ちょっとあれはおかしいですよ」と止めるとか、そういう意味合いもあって啓発なのです。結局どちらかと言うと、DVに関係のないお宅は、こんなことはあり得ないと思っているわけです。そんなの犯罪ではないだろうと思っているので、そうではない、これは犯罪だということを、みんなにわかってもらう、認識してもらうという、そういう意味の啓発というニュアンスだろうと思います。

そういうことで、児童虐待は入れなくてもいいのではないかという雰囲気のようなようです。いかがですか。

○委員

どちらでもいいような気がしてきました。背景のことをおっしゃられると、なるほどと納得してまいります。

○会長

そうですね、納得する部分がありましたね。

○委員

いろいろなところで、そういった問題があるよということで、連携をとっていくという面では、やはりここでも言わなければいけないことは言わなければいけないのかなと思います。

○会長

もし他のところで言っていなかったら困るなというのはありますね。いかがですか。

○委員

ちょっと考えが浅いかもしれませんが、私も読んでいて、あまり違和感はありません。こじつければ理由は何でもあると思うのですが、介護や子育ても男女でやっていると、虐待はよくないということが、このプランの中にあってもいいのではないかという気はします。他に書いてあるから、ここで書いてはいけないということもないでしょうし、男女共同参画の中で必要であれば、ここに入れておく必要もあると思います。

○会長

意見が半々になってしまいましたが、こういう場合は決を取ればいいのでしょうか。

○事務局

事務局のほうでも、ご審議の内容を踏まえて検討させていただきます。例えば児童の場合ですと、次世代育成プランでは具体的な細かい事業は5つか6つされるようです。仮に1つの案ですけれども、大枠のところではこういう表現を入れておいて、実際にこれにぶら下がる施策としては次世代のほうでカバーをして、この実際の細かい施策のところでは取り上げないで、別のプランでやるという考え方もできるかもしれません。いずれにしても、今のご意見を踏まえて、もう1回検討させていただきます。

○会長

では、もう1回検討してくださるということです。一旦ここで切りまして、「1 あらゆる暴力の防止」のところですが、何かございますか。もしよければ次に移りたいと思いますが。

○委員

21 ページの「DV防止法の認知度 81.3%」のところですが、先ほど「知っている」の割合にしたほうがいいのではないかとおっしゃられたと思います。それともう1つ気になるのは、配偶者暴力相談支援センターの認知度です。これは何かと言うと、実際に被害を受けた人が具体的に知っているかどうかのほうが、問題の解決になるのではないかと思います。他のところでもやっていたようですが、女子トイレにカードを入れたそうです。僕は入ったことはありませんが、そのカードにここの電話番号といろいろな相談を受け付けますと記載されている。例えば先ほど言った、DVにはこんな種類がありますよとか、デートDVも含まれますよとか、それを名刺ぐらいのカードにしてトイレに置いたそうです。それが無くなっているようなので、持っていったのでしょうかね。

○事務局

昭島市だけはないですが、昭島市でもやっています。

○委員

これでもいいのですが、配偶者暴力相談支援センターの認知度というのを、並行して入れたらどうかという気がします。

○会長

それがアンケートで取れているといいのですが。

○委員

でも、従来知っていたとか、知らない人はどれぐらいいたとか。僕は実際に困った人が駆け込むのはそこだろうと思います。あるいは、市のそういう相談だろうと思います。

○委員

それは、これから検討していく支援体制の確立のほうに入っていく部分ではないですか。

○委員

どちらでもいいけれども、具体的に相談する場所がありますよ、駆け込み寺みたいなものがありますよということを知らしめたい。

○委員

私も委員と同じ意見で、24 ページの施策の下のところに入れたらどうかと思います。それは事務局のほうに伝えてあります。実際に近所でDVがあって、そのときに相談を受けた方が、どこに相談すればいいかわからなかったということがありました。ですから、どこに相談すればいいのかというのをもっと明白にするために、相談機関の認知度みたいなものを入れたらどうかと、私も思いました。

○委員

「DV防止法の認知度 81.3%」のところはどうするのですか。

○会長

これは作り直すのですね。

○事務局

81.3%は「聞いたことがある」も含めてなので、認知度は「知っている」の33.7%に直します。

○会長

では、もう次に入っているということで、2の説明を事務局からお願いします。

○事務局

「2 配偶者等からの暴力などによる被害者への支援体制の確立」

- ・平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行され、平成19年にも「改正DV防止法」が施行されるなど、被害者支援の法的体制も次第に整えられています。
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）等はいまだ個人の問題として捉えられ、被害が潜在化しやすい傾向にあり、男女平等に関する市民意識・実態調査においても、被害を受けた人の7割近くが被害の相談をしていない状況です。
- ・男女平等に関する市民意識・実態調査によると、【女性に対する暴力の防止や被害者支援のために必要な対策】について、「法律による規制の強化や見直しを行う」が多く、次いで「被害者のための相談を充実させる」となっています。
- ・問題の解決にあたっては、被害者に対する個別の支援はもちろん、社会全体の問題として取り組むことが重要です。
- ・被害者への支援体制として、被害者が相談しやすい環境づくりや保護体制の充実、関連機関とのネットワークの構築を進めるとともに、自立に向けた支援の強化も図ります。

【女性に対する暴力の防止や被害者の支援のための必要な対策】についての表が、こちらの下に入ります。

配偶者等からの暴力などによる被害者への支援体制の確立。主要施策（1）配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立支援。施策、被害者の安全の確保。被害者の自立支援の推進。加害者の再発防止対策の検討。主要施策（2）関係機関との連携と相談体制の充実。施策、あらゆる暴力に対する相談体制の充実。関係機関との連携。

（1）配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立支援

関係機関等との連携を図り、配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立に向けた支援を行うとともに、加害者の再発防止に向けた対策についても検討します。

施策1 被害者の安全確保

国や都、ほか関係機関と連携し、被害者とその子ども等が安全かつ安心して避難できるようにします。

主要事業

- ・被害者の安全確保のための施設等の設置及び充実、子育て支援課、新規

施策2 被害者の自立支援の推進

被害者が落ち着いた生活を取り戻せるよう、自立に向けたさまざまな支援を行います。

主要事業

- ・被害者の自立に関する支援の実施、子育て支援課、新規

施策3 加害者の再発防止対策の検討

加害者の再発防止に向けた取り組みを検討します。

主要事業

- ・暴力加害者に対する再発防止の検討、子育て支援課、継続

- ・セクシュアル・ハラスメント加害者に対する再発防止の検討、企画政策室、生活コミュニティ課、継続

(2) 関係機関との連携と相談体制の充実

被害者が相談しやすい環境づくりのための体制の充実や窓口の周知を図るとともに、国や都、関係機関等による連携の強化を推進します。

施策1 あらゆる暴力に対する相談体制の充実

あらゆる暴力に対する相談体制の充実と、窓口の連携を図ります。

主要事業

- ・あらゆる暴力についての相談窓口の連携、企画政策室、生活コミュニティ課、子育て支援課、指導室、新規

施策2 関係機関との連携

国や都、関係機関等との連携体制の確立を推進します。

主要事業

- ・警察等関係機関との連携、生活コミュニティ課、子育て支援課、新規
- ・都や国との支援ネットワークの確立、企画政策室、子育て支援課、新規
- ・暴力防止に関する法律・制度整備についての国への要請、企画政策室、子育て支援課、要請

以上です。

○会長

ありがとうございます。庁内検討委員会から何かありますか。

○事務局

庁内からは、23 ページの施策1の主要事業「被害者の安全確保のための施設等の設置及び充実」の施設等の設置についてですが、設置は無理があるということで、施設の確保ということで留めてほしいということです。次の「被害者の自立に関する支援の実施」ですが、こちらは児童も関係するので学務課を入れてほしいということです。子育て支援課だけではなく、学務課も入ります。

次の施策3「加害者の再発防止対策の検討」の主要事業で「暴力加害者に対する再発防止の検討」とありますが、被害者に対して再発防止というのはあるが、加害者に対しての再発防止という文言はちょっとおかしいのではないかと指摘を受けましたので、ここは文言等を見直すことにいたします。

○会長

何か提案がありましたか。

○事務局

「暴力加害者の更生に向けた対策の検討」というようなことです。先ほど言いました「被害者の安全確保のための施設等の設置」を「施設等の確保」として、もう一つここに、「民間シェルターへの支援」というのが22年度から行われておりますので、こちらの事業を加えさせていただきたいと思います。

○会長

もう一つ主要事業が挙がるということですね。

○事務局

それは予定しております。

○副会長

その民間シェルターの担当課はどちらになるのですか。

○事務局

民間シェルターへの支援は子育て支援課になります。実際にDVの相談というのは、子育て支援課で受けておりますので、実際に被害にあわれて来た方を、一時的に母子生活支援施設等や民間シェルターへの入所の手続きを行っております。

○委員

加害者の再発防止対策の検討はものすごく重要なので、確かにやらなければいけないけれども、日本の国内でもやっているのは少ないでしょう。3県ぐらいだと思います。

○会長

そうですね。そういう団体みたいなのがあってやっていますけれども。

○委員

これは本当にできるのかな、実現の可能性があるのかなという気が、ものすごくしています。

○会長

できるように、入れておくしか仕方がないという気がします。

○委員

私も宿題で書いたのですが、これは2003年から第2期3期とずっと、都に早期プログラム策定を要請してほしいという提言が出ています。けど、できない提言を繰り返しているだけなので、検討という文言がいかにもですね。何か方法はないのでしょうか。多分、昭島市だけでは難しい問題だと思うので、どこかに働きかけるというようなことはできないのでしょうか。

○会長

「加害者の再発防止対策を働きかける」とかでしょうか。

○事務局

今おっしゃったのは確か、加害者更生プログラムを都へ作成するように要請ということですね。それは「ジェス21」のときから今のプランに載っておりますが、今回は、次の「(2) 関係機関との連携と相談体制の充実」の一番下の「暴力防止に関する法律・制度整備についての国への要請」に取り込むということです。

○会長

むしろ、この23ページのほうは新しいということですか。

○事務局

「暴力加害者に対する再発防止の検討」というのは、子育て支援課のほうで検討していただくというものです。

○委員

確かにこれはずっと出ていますよね。

○事務局

今後考えていかなければいけない問題なので、載せていくということです。

○会長

それは削らないほうがいいでしょうね。

○委員

削らないほうがいいと思います。ただ、やってもまた進展なしになるのではないかという気がします。だから、他の言い方はないでしょうか。例えば、研究とか、教育マニュアルを取り寄せるとか、その程度で逃げておくとか、できることをやったほうがいいと思います。

○会長

「再発防止教育のマニュアルを取り寄せる」とかですか。

○委員

これはアメリカではものすごく盛んですが、日本では確か2市か3市ぐらいしかやっていないと思います。考えてみると、これをやるのはものすごく難しいです。確かアメリカでも、一度警察で収監してから、どこかにあずけて10日間とか1週間とか缶詰でやります。

○会長

それで更生するとは思えませんが、もう少しここを具体的に書くということで、「暴力加害者の更生に向けた教育マニュアルを取り寄せる」とかでしょうか。

○委員

何か変えたほうがいいと思います。どちらにしても、こういうふう書いてあると、推進委員会では進展なしになるのです。

○会長

では、これなら少し動けるかなというようなところを事務局に考えていただきましょう。

○事務局

子育て支援課とも調整をしながら、ご趣旨に合うようなものがあれば、少し近づける表現とかを考えてみます。

○会長

お願いします。

○副会長

今日はもう一つ議題がありますから、少し急がないといけませんね。

○会長

他に何かありますか。

○委員

宿題でも提出したのですが。相談窓口のところで、専門家の配置というのはかなり難しいのでしょうか。というのは、相談に行くとも何度もいろんな所に回されます。その度に同じ被害を繰り返して言わなければならないという、非常に辛い、傷口に塩を塗るような状態だと思います。とにかく窓口で専門家を置いて、聞き取りをしたシートを適切などころにつなげていただけるような体制というのは難しいのでしょうか。専門家の配置ができなければ、専門家の育成というような形でもいいのですが。

○会長

それは24ページの(2)の、施策1の主要事業「あらゆる暴力に対する相談体制の充実」のところですね。「あらゆる暴力についての相談窓口の専門家の育成」とかですか。

○委員

そうですね。

○会長

でも、ここで勝手に言うわけにはいかないです。

○副会長

支援センターが担当なので、基本的にそこが窓口になればいいかなと思います。

○委員

相談支援センターは平成14年ぐらいだったと思いますが、どのように稼働しているのか、その辺がよくわかりません。それとは別に、相談窓口の連携のところですが、今日ここに向かいながらラジオを聴いていたら、愛知県の取り組みが放送されていました。全国的にはまだ最初の取り組みだそうですけれども、そういった暴力を受けた方がまず最初に行くのは、市でも警察でもなく、病院であると。傷があったり、性的なことをされていたりしたら、やはり病院に行くのだから、そこに専門家の配置とか、そことの連携をうまくしたほうが、こういった相談というのは充実していくのではないかとというようなことをいっていました。先ほど言われたように、暴力を受けて、いろいろなところに回されて、またいろいろな質問を受けて、二次的な被害になるということもあるので、できるだけ一つの場所で済むようにできたらいいのではないかと考えました。

○委員

本当に一つでいいから設置してほしいです。そういうふうに確保してくれる相談窓口というのは、皆さん、あまり知らないのではないかと思います。子育て支援課といっても、やはりDVを受けている方の中には、子どもを持っていない方もいらっしゃいますし、子どもさんが独立した方もいらっしゃいますので、きちんと専門のところが欲しいと思います。

○委員

確保でなくても、一時保護でもいいと思います。

○事務局

今のDVの相談に関しましては、企画政策室で「女性悩みごと相談」というのをやっております、そこでDVに関しての相談がきますと、母子相談員と連携を取っています。連携を保つために、その母子相談員とカウンセラーの先生との打ち合わせ会もしております。ですからDVに関しては、今は二度同じことを話すというようなことまではしないように、なるべく連携し合っています。

○委員

被害者が市役所に来て、直接そこに行きますかということ。例えば、大きな看板があって、DVの相談はここに行きなさいと書いてあれば行くと思いますが、書いていないからわからないという意味の質問です。

○会長

他の自治体では女性センターがあって、そこでの相談というのは特別に曜日を設定したりするという格好になります。ゆくゆくは女性センターもつくっていただいとということもあるのですが、当面即やらなければいけないことという、今やっている窓口では、特別に日にちを決めてやるというようなことでしょうか。

○事務局

予約制でやっています。それ以外は母子相談員がいつでも相談を受けるという形になります。ただ、DV相談という看板をかけると、反対に加害者が来る場合もあります。相手がそこに逃げ込んでいるのではないかと、そういった相談をしているのではないかとということがあります。実際に母子相談で相談にのっている人たちは、自分たちを覚えられるのも怖いのです。その人が指導することによって、加害者としては不利になるということがあるためです。ですから、いろいろな面で難しい部分があります。

○委員

DVとは言わなくても、女性問題はここに行きなさいとか、そういう看板があればいいのでしょうか。

○会長

広報とかで、その相談はここで受けていますよ、みたいにするとか。

○事務局

広報にも載せていますし、各施設に女性悩みごと相談のパンフレットも置いてあります。

○会長

悩みごとだけでなく、DVもとかですか。

○事務局

そうです。全てに関わることです。

○委員

市の広報かなんかにちょっと入れておけばいいですね。

○事務局

今議論されているように、こういう相談窓口が一つあることが極めて効率的でわかりやすいというのは、その通りです。通常の相談でしたら、その方法が一番良いです。ただ、DVとか、特殊な相談をしたい人たちにはさまざまな心理状態があります。DVの直接の窓口、いわゆる子育て支援課へそのまま行く人もいます。でも、もう少しアバウトな、前広な相談の中に行って、具体的にこんなふう困っていると親身になって相談したい人もいます。逆に、今は警察でも相談窓口がありますが、普通の市民がまず最初に警察に相談に行けるかという、なかなか勇気がいります。そういうトーンの違う、いろいろな相談をする場所がたくさん用意されていることが、自分の心理状態だとか、置かれている状況に応じて相談に行けるということです。

大事なことは、そこへ来たときに、各々の相談の窓口や対応するセクションが連携をしっかりと取ることです。例えば、企画政策室は前広で構えていますから、いろいろな相談があります。DVの相談もきます。そのときには担当課につないで、先ほど議論になっていたように、その担当課に行ったときにまた同じことをしゃべらなくていいような連携を深めることが、この問題解決には、今の段階では多分一番良いだろうと。あまり頑張ろうと構えて相談窓口をつくと、今度は、なかなか行けない女性が出てくるという心配がある。そういう特殊な事例が、このDVなのだろうと考えています。ですから昭島市では、相談したい人のニーズに応じて、身近なところで、相談できる機会を多くつくっていくことがいいだろうというスタンスを取っています。大方の自治体がそういうスタンスを取っているという認識をしています。

○副会長

質問をしてもよろしいですか。総合窓口を設けた場合、配偶者暴力相談支援センターの役割分担はどういう感じですか。もしもこれが大事だったら、まず、この認知度の拡充を図ることが重要で、別に窓口をつくってしまうと返って分散してしまっていて良くないのかなと、今聞いていて思ったのですが。

○会長

配偶者暴力相談支援センターは、昭島市の場合はどこかに行くようにという形になっているわけですね。

○事務局

配偶者暴力相談支援センターというのはございませんので、各課での相談になります。

○副会長

配偶者暴力相談支援センターは都にありますね。基本的にはそこが管轄しているわけですね。

○事務局

申し訳ありません、都にあります。多摩支所というのが立川にございます。あとは東京ウィメンズプラザもあります。先ほど言いましたカードの最初に、DV相談ナビというのが国でつくっています。そこに電話をすると、所在地の郵便番号を入れていくようになっています。そうすると近い順に案内してくれます。それで、母子相談とか女性悩みごと相談、それぞれが末梢になっておまして、ウィメンズプラザというような形で、自分で押していくようになっています。そんなふうに案内されております。

○副会長

ですから、こういう制度はきちんとあるので、この制度が有効に機能しているかどうかというのは別問題ですけれども、それとの役割分担や、各担当についての議論というのが必要ではないでしょうか。

○委員

その情報をもう少し広報とかに載せてほしいです。私たちも、「まず市に行ったほうがいいんじゃない」と言ってしまう。私は広報を読んでいます、その情報は知らなかったのもう少し何回も載せてほしいと思います。

○会長

あまり大きく広報にも載せられないというところがあるのでしょうかね。

○事務局

出先の公共施設全てのトイレにも置いてあります。それぞれの相談窓口にも置いてあります。トイレに置くというのは、やはり人前では取りづらいというところがあるからです。

看板と同じ心理だと思います。看板のあるところで相談に行けるかという、なかなかそういう状況ではないということです。

○委員

でも、近い人には話せるのではないかと思います。近所で、この人だったら言わないだろうと思う人に話したときに、その話を聞かされた人のほうがそれを知っているといいなと思ったのです。

○会長

やはり、広報に載せていただくというのは必要なかと思えます。

○事務局

それは工夫していきたいと思います。情報誌の「Hi, あきしま」にでも、そういう相談窓口の特集をつくって、いろんな市民相談だとか、そういう情報提供はできると思います。

○会長

そういうことで、相談支援センターは審議会の委員の皆さんには徹底したという感じですが。他に何かありますか。なければ次にいきたいと思います。では次をお願いします。

○事務局

「3 生涯を通じた男女の健康支援」

- ・男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現のうえでもっとも基本的な条件です。
- ・乳幼児期から高齢期まで、それぞれがライフステージに応じた健康管理に主体的に取り組めるよう総合的な支援が必要です。
- ・各年代で身体的変化が多い女性の健康づくりについては、女性自身が自分の健康に決定権をもつ、性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の考え方への理解促進が課題となります。
- ・男女平等に関する市民意識・実態調査によると、【性や妊娠・出産に関して自分で決めるうえで必要なこと】について、「子どもの成長と発育に応じた性教育」が多く、次いで「性や妊娠・出産についての情報提供、相談体制の充実」となっています。
- ・男女がともに生涯を通じて心も身体も健康であるために、性と生殖に関する正しい知識を普及するとともに、男女の身体のしくみの違いや年代を考慮した健康づくりを支援します。

【性や妊娠・出産に関して自分で決めるうえで必要なこと】のグラフが載っております。

生涯を通じた男女の健康支援。（1）互いの性の尊重。年齢に応じた性に関する学習機会の提供。性に関する相談体制の充実。リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての理解の促進。（2）性差や年代に応じた健康支援。女性の健康の保持・増進。生涯にわたる健康の保持・増進。

（1）互いの性の尊重

男女がともに性と生殖に関して正しい知識をもち、互いの性を尊重し、理解を深めるための啓発や学習機会の提供を行います。

施策1 年齢に応じた性に関する学習機会の提供

男女の性についての理解を図るため、年齢に応じた学習機会の提供を行います。

主要事業

- ・学校教育における性教育の推進、指導室、継続
- ・性の尊重に関する学習機会の提供、企画政策室、市民会館・公民館、継続

施策2 性に関する相談体制の充実

性に関する相談窓口の明確化を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

主要事業

- ・性に関する相談体制の充実、健康課、子育て支援課、継続
- ・学校内における性に関する相談の充実、指導室、継続

施策3 リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての理解の促進

性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の考え方の定着を図るとともに、それを阻害する環境の是正に努めます。

主要事業

- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供、企画政策室、健康課、新規
- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点に立った子育て学級、健康学習の推進、子育て支援課、健康課、継続
- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点に立った相談体制の充実、健康課、継続

(2) 性差や年代に応じた健康支援

男女がともに生涯を通じて健康に過ごすため、年代や個々に応じたきめ細やかな健康支援を実施します。

施策1 女性の健康の保持・増進

女性固有の病気や身体機能を考慮した、生涯にわたる健康づくりを支援します。

主要事業

- ・妊娠・出産等に関する支援の推進、健康課、新規
- ・更年期を理解するための情報提供、健康課、継続
- ・女性に対する検診事業の充実、健康課、継続

施策1 生涯にわたる健康の保持・増進

各ライフステージに応じた、男女の生涯を通じた健康づくりを支援します。

主要事業

- ・健康づくり支援の推進、健康課、介護福祉課、スポーツ振興課、継続
- ・生活習慣病、寝たきり予防対策の充実、健康課、継続
- ・医療機関や保健所等との連携による相談体制の充実、健康課、継続

以上です。

○会長

ありがとうございました。庁内の見解はありますか。

○事務局

25 ページにあります説明文の2番目で「乳幼児期から高齢期まで、それぞれがライフステージに」というのがありますが、乳幼児の具体的な事業が見えてこないという指摘を受けました。乳幼児に関しましては、27 ページの「妊娠・出産等に関する支援の推進」のところに、乳幼児が含まれるということになります。

26 ページの下から2番目の「リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点に立った子育て学級、健康学習の推進」は、事業担当課の子育て支援課は間違いですので削除をお願いします。健康課のみになります。

27 ページの「妊娠・出産等に関する支援の推進」は、健康課だけではなく、経済的な補助金等の支援もあるので、事業担当課に子育て支援課を加えさせていただきます。

そして同じページの下から2つ目の「生活習慣病、寝たきり予防対策の充実」は、健康課だけではなく、介護福祉課を事業担当課に入れてください。以上です。

○会長

ありがとうございました。3のところに関していかがでしょうか。

○委員

市民意見交流会の中で、確か26ページの(2)の「性差や年代に応じた健康支援」のところ、「心と身体」という言葉を入れて、「性差や年代に応じた心と身体の健康支援」としてほしいというような意見が出たと思うのですが。

○会長

その辺はどうでしょうか。

○副会長

それは私が、「入れなくてもいいのではないかと」回答させていただいたと思います。心の問題というのは、もっと前の段階、意識の問題とか、そういう問題もかかってくることですね。ここはDVの話が中心で、やはり身体的な問題、あと身体的な動き。もちろん精神も含まれるといいのですが、ですから、これでいいのではないかと思ったのです。

○委員

今、副会長さんがおっしゃったのですが、私はそのときに会場にいまして、多くの人が会場で拍手をされました。それで、私はそのときに改めて、身体と心の問題というふうに捉えていくことを、どこかに入れてもいいのではないかと思います。時間がないかもしれませんが、できれば少し議論をしてもいいのかなと感じています。私たちは身体というのは見えるのですけれども、心というのは見えません。でも私たちは心と身体で生きているわけで、そのバランスを崩すことはできません。私は社会福祉の仕事をしていて、最初に身体障害者の福祉法ができて、そのあと知的障害の福祉法ができて、最後に精神障害者の福祉法ができました。そういう形で、心の問題というのは、どうしても見過ごされがちなところがあるので、そういったところに関して、やはりきちんと捉えてほしいという発言者の方と会場の方のご意見があったのかなと思っています。以上です。

○副会長

多分、委員もわかっておられると思うのですが。そのときに、心の健康とは何だろうと思いました。心が健康である、心が健全であるというのは何だろう。それをあえて全面に出したこのプランが持つべきなのかなと思ひまして、多分あのときの回答になったのですけれども。ですから、いわゆる精神障害を念頭に置きながら話させていただきました。

○委員

そのところは、今は話す時間がないかもしれませんが。確かにこのところも全体的に身体とか生殖作用とか、そういったところを中心にしやすいところだと思うのですけれども、うまく言葉を入れられたらいいのかなというふうには思うということです。

○会長

柴田さんがおっしゃる心の健康というのとは何なのかというのは、例えば、道徳みたいな、そんなニュアンスですか。

○副会長

そうかもしれません。あとは、心が健康でないと生涯が送れないのかとか、多分そうだと思います。多分、精神と心は違うと思いますし、そういう部分も本当は議論したいと思います。このプラン

がそこまで担当するとなると、やや危険かなと思って、今の話にしたのですが。必要がありましたら、また議論をしたいと思います。

○会長

他の方はいかがでしょう。ここはこの辺にしておきましょうか。ペンディングで、心を入れるかどうかというところで、また考えたいと思います。意見交換会の最後のページのところに出ています。

他に是非ここで言うておきたいということはありませんか。まだ次の議題があるようなので、よろしいですか。最後だけ走ってしまってもうすいませんが、目標Ⅱのところはまだあるかとは思いますが、次の議題に移らせてください。指標設定の考え方についてというのが事務局からきております。事務局のほうからお願いします。

○事務局

資料3の指標設定の考え方につきまして、コンサルタントのほうから説明いたしますので、よろしくお願いします。

○J総研

男女共同参画プラン指標設定の考え方について、資料3で説明させていただきます。ある程度、その考え方を持っていただけるようにということで、一つの考え方としてご説明いたします。

指標設定にあたりましては、最初に書いてある3点について重視することをご提案いたします。まず、目標が達成された状況をどういった姿が望ましいかということを確認化すること。指標が客観的かつ直截的、わかりやすいということであること。定量的指標と定性的指標を組み合わせた指標であることが望ましいということになります。

定量的指標と定性的指標というのは、どういうものであるかということ、まず定量的指標については、数値で客観的に入手可能な指標であることを指します。進捗状況を把握しやすい、また他の自治体や国との比較が可能になる指標となります。続いて、定性的指標というものは、定量的指標とは反対に、数値が客観的に入手することが困難な指標ということになります。これは主にアンケート調査のようなものから拾ってくるものなのですけれども、市民の意識や行動の変化について、ある程度の方向性を知ることが可能になります。

男女共同参画計画について、具体的なそれぞれの指標例につきましては、この表の通りになります。実際に指標を設定する際に、適切な評価を可能にするためには、また指標の種類が異なってきます。事務事業というようなレベルになりますと、どのようなことをどれだけ実施したのかを図る指標として、アウトプット指標、活動指標とも言いますが、そういった指標が適切だと思います。施策レベルになりますと、その事務事業がどういうふうに変化を与えたか、どういう影響を与えたかということで、アウトカム指標（成果指標）を置くというようなことが適切であると考えられます。それぞれの指標例につきましては、四角で囲ってある部分をご覧くださいと思います。

裏面をご覧ください。具体例としまして、今回、目標Ⅰの2の男女平等意識の醸成を使いまして示させていただきました。まず、事業の中でこういうことをどれだけやるというような指標を置いて、更に施策でどういう方向を目指していくかという指標を置く。最終的に、施策の方向、あるいは目標の中でどういう姿が望ましいかというところを、下から積み上げて目標指標を設定していくというのが望ましいと思われます。

ということで、簡単ですけれども、男女共同意識の醸成で、施策の方向の指標の一例としては、各

分野で男女が「平等」と感じる割合という指標がいいのかなというふうに思われます。施策の方向、それぞれに指標を置きまして、その中からもっとも望ましいものを、目標の指標として掲げるというのが、適切ではないかというふうに考えられます。簡単ですが以上です。

○会長

ありがとうございます。このことについてご質問がありましたら簡単をお願いします。よろしいですか。

○副会長

単純な質問ですが。事業レベルがアウトプット指標で、施策レベルがアウトカム指標で、どちらが前で、どちらが後にやっているのか。

○J総研

前と後というのは、どういう意味合いですか。

○副会長

矢印は事業レベルから施策レベルに進んでいますね。

○J総研

そうですね。事務事業を実施することによって、どのような影響があったのかというのが施策レベルの評価になると思われます。

○副会長

このプランでいきますと、それぞれの主要事業というものが前提になっているのですか。

○J総研

そうですね。計画書に載せるかどうかは別として、それぞれ毎年審議会とかで図っていただくような数値目標を、各担当課さんでもっていただくのが望ましいというふうに考える意味で、こういうふうに記載させていただいています。

○副会長

まず主要事業があって、その主要事業の活動指標というものがあって、その結論として施策レベルがあると。施策レベルのアウトカム指標というのは、このプランの報告書の書き方は逆であるということですね。

○委員

評価の仕方が事業レベルから評価して行って、トータルでどうだったというような評価の仕方、下からもっていくという見方ですね。

○委員

要するに、結果と成果は違うということですね。

○J総研

そうですね。

○委員

僕は、これはものすごくすっきりしています。これは欲しいなと思います。参考までに、企業がこういう考え方です。日本の産業界は多分この考え方でいっていると思います。

○会長

ということですが。他の方はよろしいですか。指標については、そのあともそれぞれこういう考え

方に基づいてということをつくっていくということになるかなと思います。

○副会長

ここでは、それぞれの主要施策に関して定性的指標を挙げていくということによろしいですか。

○J総研

定性的指標では図れない部分はもちろん出てくるので、定量的指標と定性的指標を組み合わせると
いう感じです。

○副会長

両方とも挙げるということになるわけですか。

○J総研

それが望ましいので、もちろんそれが難しいものもあるということです。

○副会長

でも、基本的には定性的指標が多いですよ。

○J総研

そうですね。ただ、男性の育児休暇の取得率であったり、市の管理職の男性の割合であったりとい
うのは定量的指標になってくるので、そういう2つの種類を挙げることができる施策であったり、目
標であったりという部分があるのであれば、もちろん2つ挙げるのが望ましいという考え方です。

○副会長

活動指標と成果指標は混ざっているような気がします。

○J総研

今の状況ですか。

○副会長

あまり時間を取ると申し訳ないので。その部分が整理されていればいいと思います。あとはアウト
カム指標のほうを出すわけですね。

○委員

もしやろうとしたら、定量的指標に合うように課題を設定しなければいけないです。

○副会長

そうすると、おっしゃることと違いますよ。

○委員

同じですよ。目標とするところを単に定性的に言ったのでは、定性的なものしか出てこないから、
定量化するための工夫がいるということです。

○副会長

基本は定量的指標を挙げるということによろしいですか。

○委員

両方挙げるというのは、その通りだと思います。両方挙げたほうが一番いい。ただ、定量的に馴染ま
ないところもあるというのは事実です。だから例えば公民館をつくるとか、これは定量的指標に馴染
まない、定性的指標しか馴染まない。そういうのはあります。

○副会長

結論としましては、定量的指標がメインで、定量的指標を補えないところは定性的指標ということ

でよろしいですか。先生がそうおっしゃったということですね。

○委員

そうかな。

○副会長

では定量的指標が中心でもよろしいわけですか。

○委員

僕はいいと思いますけども、ただ単にこういっただけでは困るから、工夫をしないと定量的指標というのは、なかなか出しにくいのです。出しにくいから、工夫をしないとなかなか出てこない。

○副会長

ではどちらもバランスよく挙げるということですね。でも現状は定性的指標が多いので、それはやむを得ないということでもよろしいですか。

○委員

訓練しないと出てこないです。多分、民間会社に行った人はみんなそうだと思いますけれども、Q Cかなんかをやったときに、最初は定性的しか出てこないです。それを訓練して、だんだん定量化できるようになってくるのです。だから、ここはちょっと簡単にはいかないと思います。

○副会長

このアウトプット指標、つまり活動指標は定量的で、アウトカムの成果指標は、結構定性的なものが多いです。それがちょっとまずいので、両方のバランスを取る必要があると思います。そういうことを私は言いたかったのです。

○会長

これは大事にして、指標を考えるときにもう1回これを出してくるということできたいと思います。他にはよろしいですか。その他で何かありますか。

○事務局

その他としましては、資料の一番下に、目標ⅢとⅣについての案があります。次回は目標ⅢとⅣの2つやりたいと思いますので、皆さんに事前に読んできていただければと思います。

○会長

次回は目標ⅢとⅣと、両方やるということです。

○事務局

次回第8回の審議会を8月30日月曜日の6時半から、予定しております。よろしくお願いいたします。

○会長

暑い最中ですが、よろしくお願いいたします。第7回男女共同参画プラン審議会を閉会いたします。